

令和6年度

成人の風しん

予防接種 抗体価検査費用

全額助成

妊婦さんの風しん感染を防止することで、生まれてくる赤ちゃんの「先天性風しん症候群」の発生を防ぎ、より安心安全な出産を迎えていただくため、鶴岡市では成人に対する風しんワクチン接種に関する費用の全額を助成します。

○助成対象となる方

鶴岡市に住所を有し、下記①・②・③のいずれかに該当する方

- ① 妊娠を希望している29～50歳（S48.4.2～H7.4.1生まれ）の女性【令和6年4月1日時点】
- ② 抗体価が不十分と判定された上記①の夫および同居家族
- ③ 妊婦（抗体価が不十分と判定された、または妊婦健診での風しん検査結果判定前）の夫および同居家族

×助成対象外の方

- 現在妊娠中の方、または妊娠している可能性がある方
- 本事業で過去に風しん抗体価検査を受けたことがある方
- 風しんにかかったことがある方
- 風しん予防接種を2回以上受けたことがある方

助成額

全額

- ・抗体価検査・ワクチン接種を一人1回に限り助成します。
- ・令和5年度中に抗体価検査を受けて抗体価が不十分と判定され、まだワクチン接種をしていない場合は、検査結果が判るものを持参し申請することでワクチン接種に助成します。

助成期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）接種分まで

申請

※事前の申請が必要です。

- 窓口
- 持ち物

鶴岡市健康課、または地域庁舎市民福祉課（代理申請可）

上記②の方は、妊娠を希望している女性の抗体価が不十分とわかるもの（検査結果など）

上記③の方は、妊婦の抗体価が不十分とわかるもの（母子健康手帳など）

検査・接種

- 持ち物

はじめに抗体価検査を受け、抗体価が不十分と判定された場合はワクチンを接種します。

「風しん予防接種助成票（兼抗体価検査受診票）」※申請時に交付しております。

還付助成

令和6年4月1日～令和7年3月31日に鶴岡市実施医療機関以外（鶴岡市以外）で検査・接種した方

- 手続き
- 持ち物

鶴岡市健康課または地域庁舎市民福祉課の窓口

- ・抗体価検査結果並びに接種した事実がわかる書類（結果通知・領収書・接種済証等）
- ・通帳（本人名義のもの）
- ・夫や同居家族の場合は、妊娠希望女性（または妊婦）の抗体価が不十分とわかるもの

- 還付助成額

抗体価検査方法や接種するワクチンの種類により金額が異なりますので、下記に問合せください。 ※助成額には上限があります。

- 申請期限

令和7年4月4日（金）まで

その他

- ・風しんワクチンを接種すると約95%以上の方に抗体がつき、風しんの感染を防ぐことができます。
- ・ワクチン接種をしてから2か月は妊娠を避ける必要があります。
- ・この予防接種により健康被害が生じた際は、独立行政法人医薬品医療機器機構法に基づく救済および全国市長会予防接種事故賠償保険の対象となる場合があります。

窓口・問合せ先

祝日を除く 月～金曜日、8：30～17：15

- 鶴岡市健康課 予防接種担当 総合保健福祉センター にこ♥ふる 1階 ☎0235-35-0157（直通）
- 各地域庁舎 市民福祉課
 - 藤島庁舎 ☎64-5810（直通）、羽黒庁舎 ☎26-8774（直通）、櫛引庁舎 ☎57-2116（直通）、朝日庁舎 ☎53-2115（直通）、温海庁舎 ☎43-4613（直通）